

鳥取県告示第590号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年8月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団碧水プラザクリニック 理事（職務代行者） 増田 顕	鳥取市立川町五丁目256-1	ブラザクリニック	鳥取市立川町五丁目256-1	介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	平成19年11月1日